

日本と ASEAN 各国との二国間金融協力について
2013 年 5 月 3 日(於:インド・デリー)

日本は、ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスの下、チェンマイ・イニシアティブやアジア債券市場育成イニシアティブ等の地域金融協力を推進してきました。また、日本は中国や韓国をはじめとするアジア各国との積極的な政策対話や二国間金融協力を継続的に実施してきました。

こうした対話の枠組みや二国間金融協力をアジア域内の他の重点国との間にも広げるため、日本は「日-ASEAN 財務大臣・中央銀行総裁会議」を本日開催するとともに、以下に掲げるような ASEAN 各国との金融協力の強化について、その可能性を探っていくことをコミットしました。

1. 日本と ASEAN5 か国(インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)は、各国毎に継続的に協議を実施の上、合意した項目(別添「ファクトシート」(1:インドネシア、2:マレーシア、3:フィリピン、4:シンガポール、5:タイ)参照)について、新たに設置する合同作業部会で今後議論。
2. 日本は、開発の分野において協力。最近の円借款制度の見直しを踏まえつつ、ASEAN 連結性の強化に資するプロジェクトを含めた域内のインフラ開発に貢献。
3. 日本は、ASEAN 諸国の金融システム、金融インフラ及び金融監督の改善に資する技術協力を重点化。
4. 財務省は、域内の債券市場の発展を促進するため、投資信託(ABF 汎アジア債券インデックス・ファンド(PAIF))を通じてインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの国債への投資を実施。

今後、日本は、ASEAN 各国との二国間金融協力を強化するために最大限努力していく所存です。

日・インドネシア間の金融協力の強化 (ファクトシート)

日本とインドネシアは、両国間の経済・金融協力関係を更に進展させるため、二国間金融協力を強化していくことで合意しました。このため、両国は「日・インドネシア間の金融協力の発展に向けての合同作業部会」を設置することになりました。

両国は、本年4月12日に合同作業部会の予備会議を開催し、インドネシア側からインドネシア財務省、経済担当調整大臣府、インドネシア中央銀行、日本側から財務省、金融庁、日本銀行、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)が参加しました。

また、当初、合同作業部会は非公式に開催されるものの、日本とインドネシアは、特に以下の項目について二国間協議を継続的に行っていくことで合意しました。

- I. 危機時における通貨・金融市場のセーフティネットの強化
- II. インドネシアのインフラ開発の支援
- III. インドネシアのインフラプロジェクトやその他事業に対するルピア供給の促進

日・マレーシア間の金融協力の強化 (ファクトシート)

日本とマレーシアは、両国間の経済・金融協力関係を更に進展させるため、二国間金融協力を強化していくことで合意しました。このため、「日・マレーシア間の金融協力の発展に向けての合同作業部会」を設置しました。

両国は、本年 4 月 10 日に第一回合同作業部会を開催し、マレーシア側からマレーシア財務省、マレーシア中央銀行、マレーシア証券委員会、日本側から財務省、金融庁、日本銀行、国際協力機構(JICA)が参加しました。

また、日本とマレーシアは、今後、以下の項目について二国間協議を継続的に行っていくことで合意しました。

- I. 二国間スワップ取極の再締結を通じた、危機時における流動性供給の強化
- II. マレーシアで事業展開する日系企業向けリングイット建て資金供給の促進
- III. 日本とマレーシアのプロ投資家市場を対象とした債券発行手続きの共通化による、クロスボーダー債券発行の促進
- IV. 日本の企業や銀行によるイスラム金融の利用拡大の促進を視野に入れたイスラム金融の発展の支援
- V. 官民連携(PPP)によるマレーシアのインフラ開発の支援
- VI. 東南アジア中央銀行グループ(SEACEN)やアセアン保険教育調査機関(AITRI)との協力を通じた、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの中央銀行職員や保険監督者向けの能力開発の支援

日・フィリピン間の金融協力の強化 (ファクトシート)

日本とフィリピンは、両国間の経済・金融協力関係を更に進展させるため、二国間金融協力を強化していくことで合意しました。このため、両国は「日・フィリピン間金融協力の発展に向けての合同作業部会」を設置することになりました。

両国は、本年4月8日に合同作業部会の予備会議を開催し、フィリピン側からフィリピン中央銀行、フィリピン財務省、日本側から財務省、金融庁、日本銀行、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)が参加しました。

また、日本とフィリピンは、以下の項目について二国間協議を継続的に行っていくことで合意しました。

- I. 危機への対応力の強化
- II. フィリピンで事業展開する企業向け資金供給の促進
- III. 債券市場の健全な発展の促進
- IV. フィリピンのインフラ開発の支援

日・シンガポール間の金融協力の強化
(ファクトシート)

日本とシンガポールは、両国間の経済・金融協力関係を更に進展させるため、二国間金融協力を強化していくことで合意しました。このため、両国は以下の内容に合意しました。

- 1) 2008年及び2010年に両国財務省の次官級が議長を務めて開催された「日・シンガポール財務対話」の再開。
- 2) 両国の中央銀行及び関係省庁の出席の下、財務省の審議官級が主導する「日・シンガポール間の金融協力の発展に向けての合同作業部会」の設置。

また、日本とシンガポールは、以下の項目について継続的に協議を行っていくことで合意しました。

- I. 危機時における通貨・金融市場のセーフティネットの強化
 - A) 二国間スワップ取極の再締結。
 - B) 日本国債を担保とした、銀行へのシンガポール・ドルの流動性供給の促進。
- II. シンガポール(日本)で事業展開する日系企業(シンガポール系企業)によるシンガポール・ドル(円)の利用促進
 - － クロスボーダー取引における円及びシンガポール・ドルの利用拡大(円とシンガポール・ドルの直接交換取引の促進を含む。)について、中長期的な課題として検討。
- III. 債券市場の健全な発展の促進
 - － ASEAN+3 債券共通発行フレームワークの下での、日本とシンガポールのプロ投資家を対象としたクロスボーダー債券発行の促進。

日・タイ間の金融協力の強化 (ファクトシート)

日本とタイは、両国間の経済・金融協力関係を更に進展させるため、二国間金融協力を強化していくため、両国は「日・タイ間の金融協力の発展に向けての合同作業部会」を設置することについて原則合意しました。

両国は、本年 4 月 18 日に合同作業部会の予備会議を開催し、タイ側からタイ財務省、タイ中央銀行、タイ証券取引委員会、タイ輸出入銀行、タイ保険委員会、日本側から財務省、金融庁、日本銀行、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)が参加しました。

また、当初、合同作業部会は非公式に開催されるものの、日本とタイは、以下の項目について二国間協議を継続的に行っていきます。

- I. 危機時における通貨・金融市場のセーフティネットの強化
 - － 二国間スワップ取極の再締結。

- II. タイで事業展開する日系企業向けパーツ建て資金供給の促進
 - A)クロスボーダー取引における円及びパーツの利用拡大(円とパーツの直接交換取引の促進を含む。)について、中長期的な課題として検討。
 - B)タイにおける日系企業等に対する安定的な資金供給。
 - 1) JBIC のツー・ステップ・ローンを通じた、日系企業等(タイで事業展開する日系企業及び日系企業と強い取引関係を有するタイ企業)への資金供給。
 - 2) 地場銀行と日系企業等との取引において、邦銀を活用するスキームの検討。
 - C)通貨スワップを利用した長期のパーツ建て融資の促進。
 - － 銀行間の通貨スワップに対する JBIC 保証の供与。

- III. タイの中堅・中小企業向け支援
 - A)日本の中小企業向け信用リスクデータベースシステムに関する知見の共有。
 - B)日本の中堅・中小企業の経験を共有し、タイの中堅・中小企業による第三国への投資を促進。

IV. 債券市場の健全な発展の促進

- － タイの債券市場に関する意見交換を目的とした官民ラウンドテーブルの開催(2013年7月、東京。参加者:日本の金融機関を含む債券市場関係者とタイ規制当局者。)

V. タイのインフラ開発の支援

- － ASEAN 連結性の強化及び域内ハブを目指すタイの支援。